

長農振第82号
令和6年5月7日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

長浜市長 浅見 宣義

市町村名 (市町村コード)	長浜市 (25203)
地域名 (地域内農業集落名)	川道町 (川道町)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年4月24日 (第2回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

市内最大級の農地面積を有する当該地域は、担い手が15経営体以上、非担い手も10名を超える一大耕作地であり、水稻、麦、大豆を作付けしている。担い手が数多くいるものの、10年以内に離農の意向を示しており、広大な離農地の次期成り手は他集落からの入り耕作者の協力が不可欠になってくる。

(2) 地域における農業の将来の在り方

土地利用型農業については、中心となる経営体が水稻を中心とした作付を引き続き行い、担い手との連携を強化することで、生産調整や世代をつなぐまるごと保全向上対策の活動等を共に進める。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	97.7 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	97.7 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針

地権者及び耕作者の理解を得ながら進めていく。

(2) 農地中間管理機構の活用方針

広域的でより実効性の高い農地利用調整を、農地中間管理機構を通じた農地の賃貸借契約を積極的に図っていく。

(3) 基盤整備事業への取組方針

今のところ取組予定なし。

(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針

県・市及びJAと連携し、相談から定着まで支援に取り組む。

(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

今のところ取組予定なし。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input type="checkbox"/>	①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/>	②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/>	③スマート農業	<input type="checkbox"/>	④輸出	<input type="checkbox"/>	⑤果樹等
<input type="checkbox"/>	⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/>	⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/>	⑧農業用施設	<input type="checkbox"/>	⑨その他		

【選択した上記の取組方針】